

# 利用約款

## ベイサイドウェルネスパークゴルフ練習場 利用約款

### 第1条 (約款の適用)

ベイサイドウェルネスパークゴルフ練習場(以下「当練習場」といいます。)の利用者は、ベイサイドウェルネスパークゴルフ練習場利用約款(以下「本約款」といいます。)に従っていただきます。

### 第2条 (施設利用の拒絶)

当練習場は次の各号のいずれかに該当する場合は施設の利用をお断りする事があります。

1. 満席(予約打席を含む)のとき
2. 天災その他やむを得ない事情により、練習場をクローズするとき
3. 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為を行う恐れがある者と認められるとき
4. 利用者が集団的にまたは、常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある者と認められるとき
5. 利用者が他の利用者に対して危険な行為があったときや危険を及ぼす恐れがあるとき、及び当練習場からの注意を無視して改めないとき
6. 刺青やタトゥー等を見せてプレーしているとき
7. 偽名又は他人名義で登録が行われたとき
8. 泥酔、覚せい剤等の薬物使用のとき
9. 刃物、危険物等を所持しているとき
10. ルール・マナーに著しく反するとき及びその警告を無視して改めないとき
11. 当練習場を利用されることが好ましくない事由がある時、その他本約款に違反したとき

### 第2条2 (暴力団などの入場利用の拒絶)

当練習場では、利用者が次の事由に該当する者がいると認められる場合、施設への入場、並びに利用をお断りします。

- ・暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、団体、またはその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団等反社会勢力」という)等と認められるとき
  - ・暴力団等反社会勢力を同伴又は紹介により入場させたとき
  - ・粗野な振る舞い等、他のお客様に不快な思いをさせる行為等の当練習場の業務遂行に支障をきたす行為があったとき
  - ・法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいるとき
- 尚、プレーの途中に暴力団等反社会勢力と判明した場合にも、その後の利用の継続をお断りするものとします。

### 第3条 (施設利用及び利用継続の拒絶の対する免責)

当練習場は、前二条の施設利用及び利用継続の拒絶、暴力団等の入場利用の拒絶に係る損害賠償の責任を負いません

### 第4条 (休業日、営業時間)

当練習場の休業日及び営業時間については、当練習場が別に定めるところによります。ただし、臨時的に変更する事があります。

### 第5条 (金銭その他貴重品、携帯品)

利用者の携帯品等は、ご自身で管理していただきます。当練習場は、打席、ロビーその他の場所の如何を問わず、携帯品の紛失・盗難・滅失・毀損について一切の責任を負いません。

### 第6条 (自動車及び携帯品等の事故責任)

当練習場が提供している駐車場で自動車及び携帯品に盗難又は損傷等の事故があっても当練習場は一切の責任を負いません。

## 第7条 (危険防止・事故防止)

当練習場では利用者が楽しく安全に練習していただけるように、次に挙げる事項を定めています。利用者は必ず遵守して下さい。

### <禁止事項>

1. 指定打席以外での練習
2. プレーヤー以外の方の打席ゾーンの立ち入り
3. 通路等打席以外での素振り
4. 打席マット、打席間仕切りの移動
5. 打席での打席幅を越えるようなスイング(横振り等)による練習
6. フェアウェイへの立ち入り
7. フロントでの登録者以外の方の練習
8. 友人、知人、またはいかなる関係者であっても、当練習場所属ティーチングスタッフ以外の方の打席レッスン
9. 泥酔状態での練習
10. 写真撮影、録音等の行為(特に許可する場合を除く)

### <注意事項>

1. 楽しく安全にプレーをしていただくため、エチケット、マナーをお守り下さい
2. 前後の打席に充分ご注意下さい。特にティーアップ機のボールピットにボールを入れる際は前方のプレーヤーのスイングにご注意下さい
3. ティーアップ機等、機械類が正常に動作しない場合は、危険防止のためご自身で対処せず、必ず係員をお呼び下さい

## 第8条 (長尺クラブの使用について)

当練習場は「長尺クラブ」(当練習場においては、シャフトの長さが46インチ以上のクラブを指します。)の使用を危険防止のため禁止します。該当クラブの使用は絶対におやめください。万一こうしたクラブを使用して事故が発生した場合、使用者の責任となり、当練習場は責任を負いません。

## 第9条 (事故の責任)

プレー(練習)される方が、プレー(練習)にあたって第三者に損害・物品破損その他の損害を発生させ、又はご自身がこれらの被害を受けても、当練習場は一切損害賠償の責任を負いません。

## 第10条 (強風、雷、異常気象時の注意事項)

強風、雷、異常気象などの際は、プレー(練習)を中断し、係員の指示に従って下さい。

## 第11条 (火気の使用についての注意事項)

打席、クラブハウス内での喫煙は、所定の場所以外では禁止します。また歩きながらの喫煙もお断りします。

## 第12条 (施設に与えた損害)

利用者が、故意または過失によって当練習場の施設に損害を与えたときは、利用者によるその損害を賠償していただきます。

## 第13条 (持込み品の禁止)

施設内へは、次の各号に挙げる物品の持込みをお断りいたします。

1. 動物(ペット含む)
2. 悪臭又は騒音を発するもの
3. 銃砲刀剣類
4. 発火又は爆発の恐れのあるもの
5. その他、他人に迷惑を及ぼす物品

## 第14条 (行為の禁止)

施設内では、次の各号に挙げる行為はお断りいたします。

1. 賭博その他風紀を乱す行為
2. 物品販売及び広告宣伝行為

3. 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為
4. 特に許可を得た者以外のフェアウェイ内の立ち入り
5. 練習場ボール及び備品の持ち出し

## 第14条 (利用約款違反の責任)

利用者が本約款に違反し、第三者に人的または物的損害を与えたとき、または利用者が被害を受けたときも、当練習場は一切その責任を負いません。

### (付 則)

本約款は、利用者が来場したときから効力を発生し、施設の利用を終了したときまで効力を有するものとします。又、本約款は必要に応じ改定することがあります。

以 上  
ベイサイドウェルネスパークゴルフ練習場  
2021年1月22日